

第29回小浜市農業委員会議事録

とき 令和7年10月28日（火）午後4時00分

ところ 小浜市役所 3階 302会議室

出席委員

1番 岡田昌樹	2番 早俊夫	
	5番 河嶋幸男	
7番 東清俊	8番 内田篤宏	9番 岡本康次

欠席委員

4番 赤尾裕子	10番 松尾志信	3番 福永信明
6番 和田千代		

遅刻委員

出席事務局藤本課長、中野、荒木、時岡

令和7年10月28日（火）午後4時00分小浜市役所3階302会議室において、第29回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第122号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第123号 現況証明申請について

議案第124号 小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議案第125号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について

議案第126号 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

報告第32号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

報告第33号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

【議長】ただいまより第29回小浜市農業委員会を開催いたします。

(副会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

＜事務局長より10月の農業委員会関係活動報告を行う＞

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として5番河嶋委員、7番内田委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、1番岡田委員、2番早委員でした。

それでは、『議案第122号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局説明する＞

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

＜現地調査委員報告する＞

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の举手を願います。

(全員举手)

【議長】举手全員ですので、『議案第122号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第123号現況証明申請について』を上程いたします。なお、〇〇推進委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。〇〇推進委員は審議前に退室をお願いします。それでは、事務局の説明を求めます。

＜事務局説明する＞

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

＜現地調査委員報告する＞

【議長】それでは、〇〇推進委員関連について審議を行いますので、〇〇推進委員は退室してください。

＜〇〇推進委員退室＞

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の举手を願います。

(全員举手)

【議長】举手全員ですので、〇〇推進委員に関連する『議案第123号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

高田推進委員は入室してください。

＜〇〇推進委員入室＞

【議長】 それでは、残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第123号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第124号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 それでは、ご審議願います。

【1番委員】 松永の案件ですが、説明では中間管理機構との契約の____に伴い、とあります、それが管理機構にはいかない?

【事務局】 こちらは農地中間管理機構との契約でございますので、出し手から農地中間管理機構との契約、それと農地中間管理機構と受け手との契約を一括して行うものになるんですけど、10年前に契約したものが今年10年目になりますので満了になりますので再設定という形で一括の契約を再度するというものです。

(審議)

【議長】 他にご意見ないですか。ないようですので、異議のない方は挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第124号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして、『議案第125号小浜市農業振興地域整備計画の変更について』を上程いたします。なお、○○ ○○にかかる7番委員、○○推進委員、○○推進委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。○○推進委員、○○推進委員は審議前に退室をお願いします。

また、私自身の内容の審議については、審議前に9番委員に議長を代理いただくこととします。それでは、事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 それでは、7番委員、○○推進委員、○○推進委員関連について審議を行いますので、ここからは9番岡本委員に職務を代理委任します。

<【議長】交代(席交代)>

【議長】 わずかの間ですが、代理で議事を進めさせていただきます。それでは7番委員、○○推進委員、○○推進委員は退室してください。

<7番委員、○○推進委員、○○推進委員退室>

【議長】 それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方は挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、7番委員、○○推進委員、○○推進委員に関連する『議案第125号小浜市農業振興地域整備計画の変更について』は、原案どおり異議なしとさせていただきます。7番委員、○○推進委員、○○推進委員は入室してください。

<7番委員、○○推進委員、○○推進委員入室>

【議長】それでは副会長に議長をお返しします。

<議長交代(席交代)>

【議長】それでは、残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので『議案第125号小浜市農業振興地域整備計画の変更について』は、原案どおり異議なしとさせていただきます。

続きまして、『議案第126号土地改良事業参加資格交替申出の承認について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。なお、「○○ ○○」にかかる7番委員、○○推進委員、○○推進委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。○○推進委員、○○推進委員は審議前に退室をお願いします。

また、私自身の内容の審議については、審議前に9番委員に議長を代理いただくこととします。それでは事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それでは、7番委員、○○推進委員、○○推進委員関連について審議を行いますので、ここからは9番委員に職務を代理委任します。

<議長交代(席交代)>

【議長】再度、代理で議事を進めさせていただきます。それでは、7番委員、○○推進委員、○○推進委員は退室してください。

<7番委員、○○推進委員、○○推進委員退室>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

【議長】挙手全員ですので、7番委員、○○推進委員、○○推進委員に関連する『議案第126号土地改良事業参加資格交替申出の承認について』は、原案どおり「承認」とさせていただきます。

7番委員、○○推進委員、○○推進委員は入室してください。

<7番委員、○○推進委員、○○推進委員入室>

【議長】それでは、副会長に議長をお返しします。

【議長】 それでは、残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。 ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第126号土地改良事業参加資格交替申出の承認について』は、原案どおり「承認」とさせていただきます。

続きまして、『報告第32号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

続きまして、『報告第33号農地法第18条第6項の規定による合意解約について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 これですべての議案を終了しました。 その他、何かございましたらお願ひします。

【議長】 また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告があればお願ひします。

<農業委員、農地利用最適化推進委員より10月の農地利用最適化推進活動報告を行う>

<事務局事務連絡>

<事務局長来月の日程報告>

【議長】 他にないようでしたら以上をもちまして、第29回農業委員会を終了させていただきます。

令和7年 月 日

【議長】

署名委員
